








(8) 不断水せん孔工事

- ① サドル分水栓及び割T字管等の取付けは、配水管の外表面を損傷させないようにセットし、トルクレンチを使用し適切なトルクで片締めしないよう充分注意して行い、締め付け不完全での事故を起こさないよう施工する。
- ② 不断水せん孔は、管種に適合した専用ドリル及びカッターを使用し、切りくず等の排出を適切に行い、通水等に支障を来たさないよう施工する。
- ③ 不断水せん孔で、管内ライニング材のめくれや剥離を生じさせてはならないため、電動工具を使用し、磨耗したドリル及びカッターを使用してはならない。

(9) サドル分水栓の施工手順

- 通水管の場合 ①→②→③→→→⑤→⑥→⑦→⑧→→→⑩→⑪→⑫
- 空管の場合 ①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→→→⑪→⑫

<p>① 準備 管表面の清掃</p>		
<p>② サドル分水栓取り付け 分水栓は管に対して垂直に取り付ける。 トルクレンチを使用し、規定のトルクで均等にボルト締め付けを行う。</p>		
<p>③ 水密試験 通水部から試験水圧 1.75MPa を1分間加圧する。(コック開) (写真管理)</p>		
<p>④ 穿孔プレートの取り付け</p>		

<p>⑤ せん孔機取り付け 閉栓治具の確認、アダプタを確実に取り付ける。 ボールを傷つけないように、本体のコック及びせん孔機のドリルの位置に注意する。</p>		
<p>⑥ せん孔開始 慎重かつ確実にせん孔を行う。 せん孔機排水コックを全開にして、終了後ドリルを引き上げるまで十分な切粉の排出を行う。 ※空管せん孔時は、せん孔機解体後洗い流す。</p>		
<p>⑦ せん孔終了 せん孔が終了したらの電源を切り、せん孔機排水コックを全開にしたままドリルを引き上げる。 引き上がるまで十分な切粉の排出を行う。</p>		
<p>⑧ 密着コアの装着 専用のコア挿入機に密着コアを取付け、本体のコックの全開を確認後、挿入を開始する。 ※空管せん孔時は、プレートを取り外してコアを装着する。</p>		
<p>⑨ 密着コアの装着(空管) プレートを取外し、水洗い洗浄を行い磁石で切粉を除去した後に取付ける。 (写真管理 上・横方向から)</p>		
<p>⑩ 取り出し側の切粉の除去 上部キャップを装着した後、磁石を使用し給水取り出し部分に付着している切粉を除去する。</p>		

⑪ 水栓番号の記入

給水取り出しをする配水管に水栓番号を記入する。記入後、透明テープを貼り保護する。防食フィルムを取り付ける。



⑫ 水密試験(空管のみ)

通水部から試験水圧 0.75 MPa を 1 分間加圧する。(コック閉写真管理)

(10) 断水分岐工事

配水管を断水して分岐工事を施工する場合は、切管部分から、汚水、土砂等が流入しないように水替工、土留工等を十分に行い、T字管取付前に取付口及びT字管の内部を清掃してから取り付けること。

(11) 同口径分岐の特例

- ① 分岐しようとする配水管がループ配管の場合。
- ② 将来水道局が増口径の計画をしている場合。
- ③ 以上を含め、特に水道局が認めた場合

注、①②に該当する場合であっても、事前に協議を行い許可を得た場合に限る。

(12) 分岐の標準施工方法

口径 50mm 以下の分岐は、図 5-3、5-4、5-5、5-6 を標準施工方法とする。

5.2.2 給水幹線

2 戸以上の給水装置へ接続するため、共同管のみを布設する場合は、給水幹線として扱い、次に掲げるところによる。

- (1) 共有の給水幹線を布設する場合は、工事申込者は連名とし、代表者を選定し届出ること。
- (2) 給水幹線は、後日の維持管理が容易で、かつ、関係利害者に紛争を生じさせないため、道路部分に布設すること。
- (3) 1 つの給水幹線の分岐は、1 箇所に分岐とすること。

~~(4)(5)~~ 削除

(6) 給水幹線の口径決定

- ① 計画使用水量を、4.4 計画水量の 4.4.1(2)集合住宅の同時使用量から算出し、口径を決定する。
- ② 給水幹線からの計画分岐口径及び分岐数を、表 4-15-1 管径均等本数表から概算で求めることもできる。

5.2.3 造成地等の給水幹線と給水分岐

造成地等の開発で給水幹線及び給水分岐については、次のとおりとする。

(1) 新規給水申込に関わる事項

- ① 造成地内の道路等に、給水幹線及び宅地内引込管を布設する場合は、事前に水道局審査担当と協議し、その指導を受けること。
- ② 公道部分として寄付する予定の道路に布設した給水幹線については、申請時に寄付採納願(様式ア)を、完成後に寄付採納届(様式イ)を提出すること。
- ③ 申込及び完成配管図は、原則として縮尺 1/500 又は 1/1,000 で、分岐箇所、引込位置、止水栓、バルブ、仕切弁、管末等の関係位置を道路角、下水柵、消火栓等と相対的に明記すること。

(2) 給水幹線の布設

- ① 寄付採納を希望する給水幹線の計画水量算出については、一人平均使用水量は表 4-10 から求め、時間最大係数 $K_1(2.0)$ と瞬間最大係数 $K_2(1.5)$ を乗じた水量とする。
- ② 消火栓の設置については、申込者が消防局と協議し、その指示に従う。
- ③ 高台地区に布設する場合で、給水幹線の最小動水圧が $0.15\text{MPa}(1.5\text{kg}/\text{cm}^2)$ 以内に確保できない場合は、受水槽及び高置水槽を設置し、メーターは受水槽の流入側に設置することを原則とする。
- ④ 寄付採納を希望する給水幹線については、申請時に寄付採納願(様式ア)を、完成後に寄付採納届(様式イ)を提出すること。

(3) 給水分岐

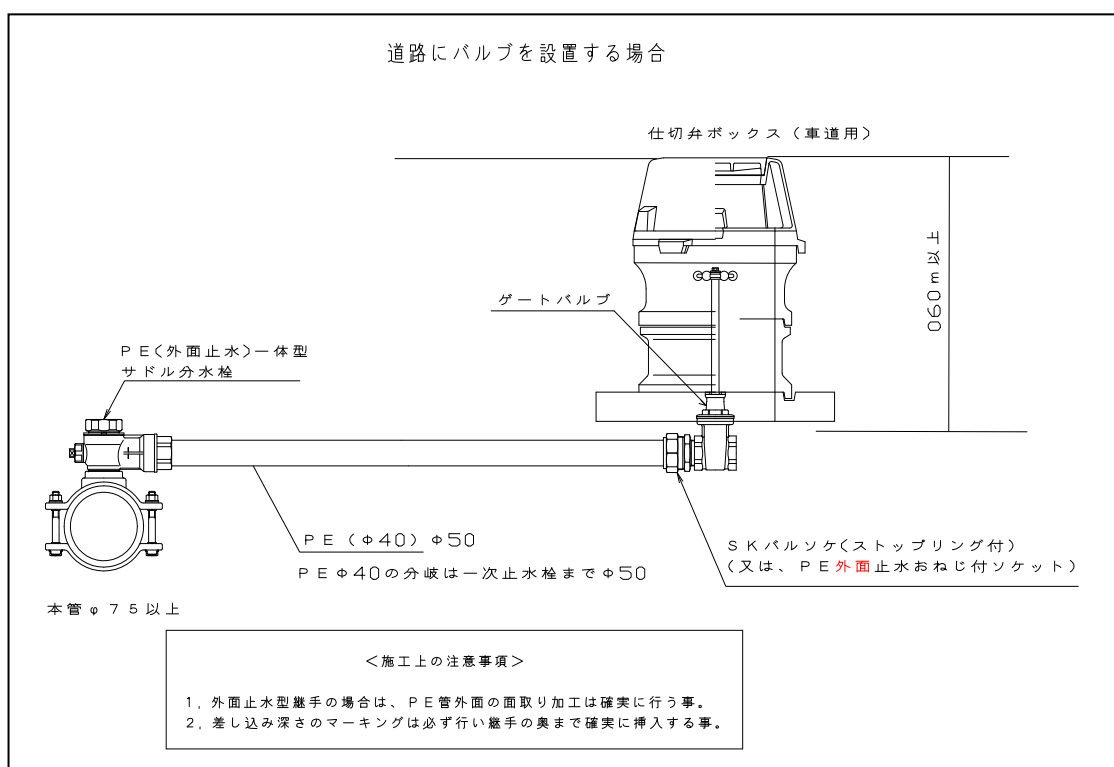
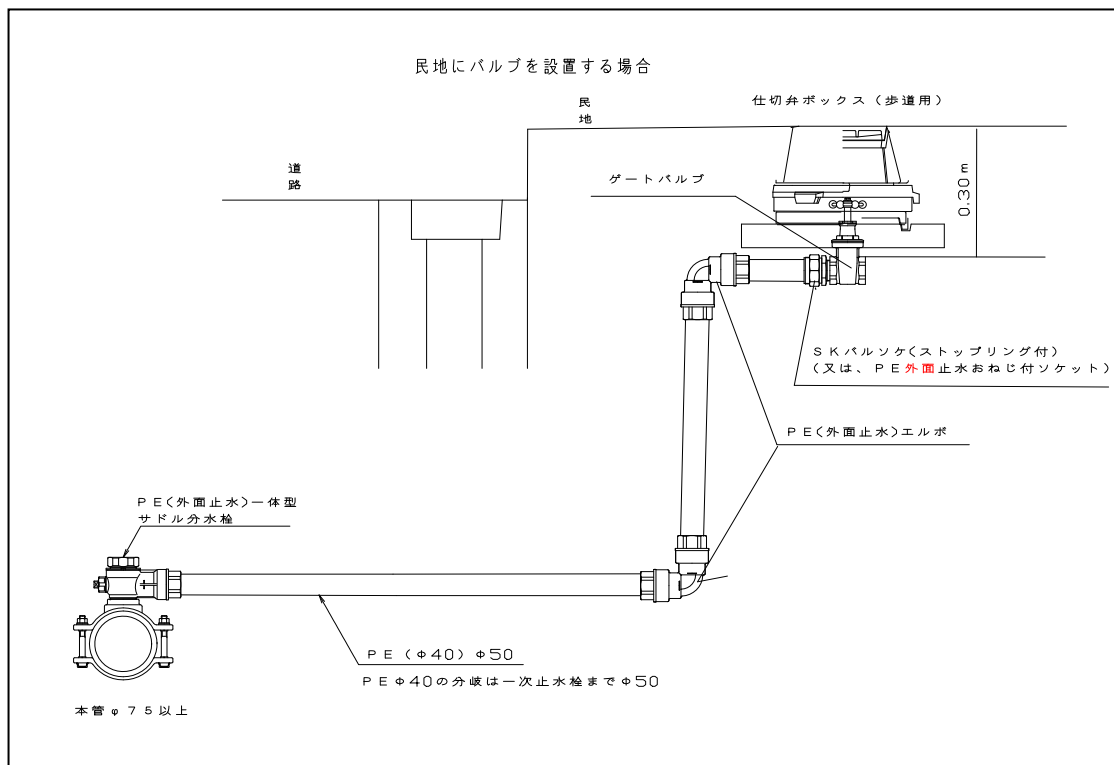
- ① 宅地の区画割に変更のないこと。
- ② 各区画への分岐引込管の口径は、原則として $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。
- ③ 引込工事だけの場合は、盗水防止のため止水栓の設置は認めない。
なお、2ヶ月以内に給水装置工事を施工する予定のある場合は、施工予定確認書の提出を求め、止水栓の設置を許可する。
- ④ 引込管は、官民境界から 1.5~2.0 m 間の宅地内の地中に金属製継手(パイプエンド等)で止水すること。この際、管末を明確にするため、直近に表示杭を立てること。(図 5-6) また、舗装進入路等で、官民境界から管末までの距離が 2.0m を超える場合は、分岐部直近の一次止水栓での止水を条件に引込管の延長布設を認める。
- ⑤ 官民境界での引込管の位置を明確にするため、原則として民地側に埋設管表示ピンを埋込むこと。(図 5-6)

(4) 所有者及び区画の変更

- ① 給水装置工事の内、分岐引込工事のみを申し込んだ者は、当該区画の給水工事の申込の際、当該区画への分岐引込管の所有権を、当該区画の給水装置工事申込者に移転するものとし、その旨を記した「造成地の所有権移転の確認書」(様式ス)をあらかじめ提出すること。

図 5-4

配水管 $\phi 75\text{mm}$ 以上 \times 給水管 $\phi 40 \cdot \phi 50$ の標準図



5.3 止水栓、バルブ及び仕切弁の設置

止水栓、バルブ及び仕切弁の設置は、操作、修理等の維持管理に支障をきたさないよう考慮し、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 止水栓、バルブ及び仕切弁を埋設する場合は、スピンドルが垂直となるように取付け、開閉操作に支障がない場所とすること。
- (2) 水道本管からメーターボックス(ピット)までの間に止水栓、バルブ、仕切弁を埋設する場合は管種・口径により区別する。
 - ① 口径 25 mm以下(PE) 止水栓
 - ② 口径 40～50 mm(PE) ゲートバルブ(Sタイプ)
 - ③ 口径 50～100 mm(HPPE) HPPE 一体形仕切弁(Sタイプ)
 - ④ 口径 75 mm以上(DIP) 仕切弁(Sタイプ)
- (3) 建築物の2階以上(1階の天井配管も含む)への立上管の根元部分又は、立上部分及び階下への立下管の根元には、逆止弁付きボール止水栓又は逆流防止機能を併設したバルブを設置し「止水装置」の表示をしなければならない。(コーポ等メーター先が単独の場合、チェック弁で、逆流防止機能を果たしてもかまわない。)
- (4) 構造物による支障等のため、敷地境界からメーターまでの給水管の長さが1.5 m以上になる場合には、図5-7のとおり境界から1.5 m以内に止水栓、バルブ又は仕切弁を設置すること。
- (5) メーターに接して設置する止水栓、バルブ及び仕切弁は、以下のとおりとする。
 - ① メーターが40mm以下の場合、流入側に逆止弁付きボール伸縮止水栓を設置する。
 - ② メーターが50mmの場合は、流入側に逆止弁付きボール伸縮止水栓を、流出側にゲートバルブ(Sタイプ)を設置する。
 - ③ メーターが75mm以上の場合、流入側に仕切弁(Sタイプ)を、流出側にチェック弁と両フランジ伸縮管と仕切弁(Sタイプ)を設置する。
- (6) 特殊機器等の流入側には、地中部分又は立上管に逆止弁付きボール止水栓又は逆流防止機能を併設したバルブを設置しなければならない。
- (7) 学校、工場、寮等大規模給水装置の場合は、適当な給水系統ごとに止水栓又はバルブを設置すること。
- (8) 配水本管、配水細管、又は私設給水幹線から分岐して、宅地内へ引き込む給水管に設ける止水栓、バルブ又は仕切弁の口径は引込管と同一口径とすること。
- (9) 止水栓、バルブ及び仕切弁の種類、口径別の使用箇所は、表5-3による。